

平成 17 年南伊豆町議会第 5 回臨時会会議録目次

第 1 号 (6 月 23 日)

| | |
|------------------------------------|---|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 1 |
| 出席議員..... | 1 |
| 欠席議員..... | 1 |
| 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 1 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 2 |
| 開会宣告..... | 3 |
| 議事日程説明..... | 3 |
| 開議宣告..... | 3 |
| 会議録署名議員の指名..... | 3 |
| 会期の決定..... | 3 |
| 議第 65 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決..... | 4 |
| 議第 66 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決..... | 5 |
| 閉議及び閉会宣告..... | 7 |
| 署名議員..... | 9 |

平成17年南伊豆町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

平成17年6月23日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第65号 助役の選任について
日程第 4 議第66号 南伊豆町収入役事務兼掌条例制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 保坂好明君 | 2番 | 清水清一君 |
| 4番 | 谷川次重君 | 6番 | 梅本和熙君 |
| 7番 | 藤田喜代治君 | 8番 | 漆田修君 |
| 9番 | 齋藤要君 | 10番 | 渡邊嘉郎君 |
| 11番 | 石井福光君 | 12番 | 横嶋隆二君 |

欠席議員(1名)

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長 | 鈴木史鶴哉君 | 収入役 | 碓井大昭君 |
| 教育長 | 釜田弘文君 | 総務課長 | 小島徳三君 |
| 企画調整課長 | 谷正君 | 建設課長 | 高橋一成君 |
| 産業観光課長 | 鈴木博志君 | 窓口税務課長 | 外岡茂徳君 |
| 健康福祉課長 | 高野馨君 | 生活環境課長 | 石井司君 |

水道課長 山本正久君
総務係長 松本恒明君

教育委員会
教務局長 鈴木勇君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 佐藤博 主 幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成17年第5回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 石 井 福 光 君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日1日としたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は6月23日の1日限りと決定いたしました。

議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第65号 助役の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日は第5回臨時会ご苦労さまです。よろしく願いいたします。

それでは、議第65号 助役の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、前任者が去る4月15日付で退職したことにより、空席となっております助役の選任につき同意をお願いするものであります。助役職につきましては、次号議案で提案させていただきますが、平成17年7月1日から収入役の事務を兼掌するものとしております。この任務を遂行するに当たり、幅広い行政能力を有し、会計事務にも見識の深い、小針弘氏を選任いたしたく、ここにご提案申し上げます。

なお、履歴につきましては、添付いたしましたとおりですので、どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号 助役の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり決定いたしました。

議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第66号 南伊豆町収入役事務兼掌条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第66号 南伊豆町収入役事務兼掌条例制定についての提案理由を申し上げます。

収入役、碓井大昭氏より、一身上の都合により平成17年6月30日をもって退職したい旨の退職届がありました。碓井収入役には、平成15年4月1日就任以来、町行政の発展にご尽力いただきました。本条例は、収入役を置くことにつきまして、本町を取り巻く諸情勢を勘案

し、地方自治法第168条第2項ただし書きの、町村は、条例で収入役を置かず町村長または助役をしてその事務を兼掌させることができる規定を適用し、機関としての収入役は置かず、助役にその権限に属する事務を平成17年7月1日から兼掌させることとしたいものであります。

また、条例第2条につきましては、助役に事故あるとき、欠けたときの規定でありまして、町長がその場合は兼掌するものであります。

附則につきましては、本条例制定に伴い、関係する条例を整備するための一部改正を同時に行いたいものであります。

これらによる組織等の概要につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） 内容説明をさせていただきます。

本条例制定に伴います組織等への影響についてでございますが、規則以下の改正となりますが、ご説明いたします。

収入役の権限に属する事務を兼掌、町長部局の助役と兼ねつかさどることになりますが、その助役の補助機関といたしまして、地方自治法第171条第6項の普通地方公共団体の長は、収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で必要な組織を設けることができると規定されております。従来どおり町長以下の直下の組織ではない会計室を、南伊豆町役場庶務規則の一部改正で拡充し、補助機関を町長部局と収入役部局を分離し事務処理の公正を確保したいものでございます。また、会計室に管理職である室長を置くとともに、収入役事務兼掌助役事務専決規定を新たに制定し、会計室長に専決代決を認め、助役の事務の軽減を図る考えでございます。

なお、現在、収入役は共立湊病院、プラント、斎場組合の一部事務組合の収入役であります。この任は7月1日から助役が当たられることとなります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第66号 南伊豆町収入役事務兼掌条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

第5回臨時会の議事件目は終了しました。

よって、平成17年第5回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 石 井 福 光